

「鳥取県公報

平成13年5月29日(火) 号外第57号

每週火:金曜日発行

規	則	鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(47)(水産課)
#	=	皀町 目沿岸海業内兼資全貸付其準の一部内正(242)(w)

沵

----- 公布された規則のあらまし -----

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

- 1 経営等改善資金に潮流計測装置設置資金を追加し、その貸付限度額を200万円、償還期間を5年以内、 据置期間を1年以内と定めることとした。(別表第1関係)
- 2 その貸付金の貸付けを受けた者が、当該貸付けについて、機器等が予備検査を受け、これに合格したも のである等の条件を付されているものであるときは、事業完了報告書に予備検査合格証明書等の写しを添 附しなければならない貸付金に、潮流計測装置設置資金を加えることとした。(別表第2関係)
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年 5 月29日

鳥取県知事 片 山

鳥取県規則第47号

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改	正	後			改	正	前	
表第 1 (第 4 条関係)				別表第1(第4条関係	Á)		
種類	貸付限度額	償 還 期 間 (据置期間 を含む。)	据置期間	 種	類	貸付限度額	償 還 期 間 (据置期間 を含む。)	据置期間
1 経営等改善資金 (1)~(12)略 (13)潮流計測装置設置 資金 音波により船下の潮 流の方向を、流速等を 感知するための機器等 の設置に必要な資金	略 200万円	略 5年以内	略 1年以内	1 経営等 (1)~(1		略	略	略
2及び3 略	略	略	略	2及び3	略	略	略	略
表第2(第11条関係)	T			別表第2(第11条関係	()		
貸 付 金	貸付けの剣	条件 区分	証明書等	貸	付 金	貸付けの	条件 区分	証明書等
操船作業省力化機器等設置 資金、補機関等駆動機器等 設置資金、燃料油消費節減 機器等設置資金、救命消防 設備購入資金、漁船転覆防 止機器等購入資金、漁船衝 突防止機器等購入資金、潮 流計測装置設置資金、婦人 ・高齢者活動資金又は漁業	略	略	略	資金、補機 設置等設置 機器等設置 設備購器等購入 上機器等購 突防止機器	力化機器等語器 等駆動機器 類な金、漁金、漁金、漁金、漁金、漁金、漁金、漁金、 資力強金 で で で で で で で で の の の の の の の の の の の	等 等 消防 優防 衛 婦	略	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告	示
•	

鳥取県告示第342号

昭和55年鳥取県告示第60号(鳥取県沿岸漁業改善資金貸付基準について)の一部を次のように改正する。

平成13年 **5** 月29日

鳥取県知事 片 山 善博

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改	正	後				改	正	前				
第1 経営等改善資金						第1 経営等改善資金							
種 類	貸付対象	貸付限度額	貸付けの相手方	申請 の時	貸付 決定 の期	種類	道 貸 付 対 象	貸付限度額	貸付けの相手 方	の時	決え		
略	略	略	沿岸漁業を営			略	略	略	沿岸漁業を営		2月		
止機器等購入資金	(灯火付きブ イ又はレーダー	貸付けを受ける 者が個人の場合 は70万円、団体 又は会社の場合 は130万円	む個業者団漁社では、従組級をそすすがでは、従組級をそすすがでにでいる。これでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1年のでは、1	5月、 8月 又は 11月	6月、 9月 又は		構 (灯火付きプイ又はレーダー		む個業者団漁社では、従組組及をそすすがでである。」である。」である。」である。」である。」である。」である。」がある。」がある。」がある。」がある。」がある。」がある。」がある。」が	5月 8月 又は 11月	又		
置設置資金	音で、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点で	200万円											

4	平成13年 5 月29日	火曜日	鳥	取	県	公	報	(号外)第57号	